

<報告(3)>

事業部会設置要綱について

あいち電子調達共同システム事業部会設置要綱

平成17年3月25日
あいち電子自治体推進協議会会長制定

(目的)

第1条 この要綱は、あいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）会則第6条第4項の規定に基づき、あいち電子調達共同システム事業部会（以下「事業部会」という。）の設置に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 事業部会は、各号に掲げる事項を行う。

- (1) あいち電子調達共同システムの設計・開発及び運営に関する事項
- (2) 部会事業計画及び部会収支予算の作成に関する事項
- (3) 部会事業報告及び部会収支決算の作成に関する事項
- (4) その他事業部会の運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 事業部会は、事業への参加を表明した別表に掲げる協議会の会員及び準会員の情報担当課長又は事業担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

2 部会長は、事業部会の中から会長がこれを選任する。

(事業部会の開催)

第4条 事業部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第5条 事業部会の庶務は、協議会事務局（愛知県企画振興部情報企画課）において処理する。

(補足)

第6条 前各条に定めるもののほか、事業部会の運営に関し必要な事項は、事業部会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別 表

(協議会会員)

・愛知県

・市

豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市
津島市	碧南市	刈谷市	豊田市	西尾市	蒲郡市	犬山市
常滑市	江南市	小牧市	稻沢市	新城市	東海市	大府市
知多市	知立市	尾張旭市	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市
田原市	愛西市					

・町村

東郷町	長久手町	西枇杷島町	豊山町	師勝町	西春町	春日町
清洲町	新川町	大口町	扶桑町	七宝町	美和町	甚目寺町
大治町	蟹江町	十四山村	飛島村	弥富町	阿久比町	東浦町
武豊町	一色町	吉良町	幡豆町	幸田町	額田町	三好町
設楽町	東栄町	豊根村	津具村	鳳来町	作手村	音羽町
小坂井町	御津町	渥美町				

(協議会準会員)

名古屋港管理組合	逢妻衛生処理組合	豊田三好事務組合	小牧岩倉衛生組合
愛知中部水道企業団	尾三消防組合	名古屋高速道路公社	愛知県道路公社
愛知県住宅供給公社	財団法人 愛知水と緑の公社		

インターネット環境整備事業部会設置要綱

平成17年3月25日
あいち電子自治体推進協議会会長制定

(目的)

第1条 この要綱は、あいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）会則第6条第4項の規定に基づき、インターネット環境整備事業部会（以下「事業部会」という。）の設置に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 事業部会は、各号に掲げる事項を行う。

- (1) ホスティング、ハウジング及び回線利用の運営に関する事項
- (2) 部会事業計画及び部会収支予算の作成に関する事項
- (3) 部会事業報告及び部会収支決算の作成に関する事項
- (4) その他事業部会の運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 事業部会は、事業への参加を表明した別表に掲げる協議会会員の情報担当課長又は事業担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

2 部会長は、事業部会の中から会長がこれを選任する。

(事業部会の開催)

第4条 事業部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第5条 事業部会の庶務は、協議会事務局（愛知県企画振興部情報企画課）において処理する。

(補足)

第6条 前各条に定めるもののほか、事業部会の運営に関し必要な事項は、事業部会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別 表

(協議会会員)

・愛知県

・市

岩倉市	日進市
-----	-----

・町村

東郷町	豊山町	甚目寺町	豊根村
-----	-----	------	-----